

地に小橋を架けたるは是を初めとすれど、舊藩五世參議中將綱紀卿の時、寛文八年に櫻畑の所へ橋梁を架けらるべきとの事にて、既に造作に取掛りける處、六月十二日犀川洪水にて川除及び橋脚を押し流し、川除裁許時目忠兵衛溺死すど、年譜及び菅家見聞集等に載せたり。此の時小橋を架けられたりしかど、洪水にて其の後再學なし。櫻畑は野田寺町の後地にて、今の小橋の坂上なれば、寛文八年に架橋の舉ありしも、今の小橋の地なる事いぢるし。さてその後此所に私設の渡船ありて、是を船場と稱し、質渡の川船にて往來人通行せしを、明治廢藩の後私設の假橋を架けて、渡船を止めたり。世俗一文橋と呼べり。然るを此の假橋を廢し、初めて橋梁を架けたりけり。

○留守居足輕組地

此の組地は犀川小橋の上にて、川除町と新川除町との間なる邸地なり。舊藩中は留守居足輕の組地にて、今も其の子孫など居住す。湯淺祇府の藩國官職通考にて考ふれば、享保九年の頃組地を爰に定められしと聞ゆ。

○留守居組來歴

松雲公年譜に云ふ。元祿十年四月廿五日、新に金澤御留守居二人被仰付、丹羽七郎左衛門・津田造酒列足輕頭之上、與力二人・足輕三人・小者三人附屬之。とあり。藩國官職通考に云ふ。金澤御留守居番三人、役料百五十石。一組與力二人。足輕廿七人、三の二筒、三の一弓、小頭三人、外手替足輕三人、都て宛行十八俵。小頭三十俵。小者三人常に頭へ下さる。元祿十年四月初めて被仰付、丹羽七郎左衛門正廣・津田造酒橋長兩人なり。寶永六年丹羽正廣歿し、翌七年七月關屋市右衛門政知命ぜらる。正徳元年五月更に津田彌右衛門正良命ぜられ、茲に於て三人と成る。同三年津田橋長歿し、享保八年津田正良も歿し、關屋政知一人と成り、翌九年八月十一日致仕被命、即日高田彌右衛門時種・畠田貞右衛門正直・宮川久右衛門忠友命ぜられ、是より三人と定めらる。被下足輕・小者等故の如く、組足輕一組三十人、内小頭三人、外手替三人と定められたり。手替足輕は頭へ下さるゝ足輕なり。按ずるに、此の時始めて組足輕を召抱えらるゝと見ゆ。然れば昔日の當職と品違ひたる也。前祿等にも、今年組足輕を召抱えらるゝよしいへり。因りて考ふ

るに、此の年組屋敷の箇所の事食議の儀見ゆれば、必ず右の如くなるべし。去れば元祿年間に頭を置かれしかど、組足輕は預けられざりしと見ゆ。割場格帳に、御城内四十七ヶ所の内十一ヶ所、享保九年御留守居支配に被仰付、右足輕勤番。同十一年定番足輕不殘右物頭支配に被仰付、とあり。是昔日吉田傳左衛門支配定番足輕なり。然るを今御留守居組へ加へられ、往古よりの定番足輕は罷められたるべし。右年間以前に御留守居足輕の名目見えず。然も今右足輕の勤むる品古へ定番足輕より勤めたる品々見たり。當時定番足輕と云ふは、本名定番附同心なり。若しくは定番足輕に兩様見ゆる故に、其の號を分けたる爲めなる歟。

○川除定小屋跡

此の小屋は、舊藩中は犀川堤防の作事小屋にて、平常建置かるゝがゆゑに世人定小屋と稱す。従前は四圍土塀にして門戸あり。何れの頃創立せしにや、いまだ詳かならず。延寶の金澤圖に、此の邊の堤防の傍に川除番人と記載す。是即ち右定小屋なるべし。改作所舊記に、元祿十三年九月川除定御小屋と見ゆ、變異記に、延享二年五月廿八日亥刻才

川定小屋の空より野田山の方へ光物あり。大さ三四間の丸に九尺許鏡の柄の如くに見ゆ。とあり。右定小屋は舊藩中は川除普請奉行の出張所にて、犀川堤防の事は此の小屋にて取捌きけり。故に平常堤防の用具・藤籠等爰にて用意致し置き、若し出水の時は是より出役して修繕せしむ。依りて圍内に竹藪多く付け置きたり。按ずるに、川除普請方の事、寛文二年の日帳に、正月六日犀川櫻島向ひ川除崩れ、家などもあぶなきよし、里見七左衛門罷出で理候故、御奉行與力兩人申渡し、町奉行指圖次第御普請仕候へと、與力頭へ申遣候。割場へも右之通申渡。とありて、其の以前は與力士より臨時被申付、普請方を勤めたるか。又同帳に、正月九日犀川・淺野川川除御普請奉行定役にいたし、切々打廻り、惡所候は、前かどより修理可仕旨手紙を被遣下、奉行入候は、寄合所へ可斷旨、御普請奉行へ被申渡。とあり。されば寛文二年正月九日に、初めて川除普請奉行とて定役に成りたりし事知られけり。藩國官職通考に、定檢地奉行は與力よりも勤之。加藤又右衛門は前田大膳の與力にして、微妙公薨後定檢地郡方川除御用を勤むとあり。往古